

品川区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱

制定	平成23年3月31日	区長決定 要綱 第53号
改正	平成24年5月30日	部長決定 要綱 第167号
改正	平成25年3月4日	区長決定 要綱 第24号
改正	平成26年3月20日	部長決定 要綱 第52号
改正	平成30年2月5日	区長決定 要綱 第6号
改正	平成31年1月29日	部長決定 要綱 第17号

(目的)

第1条 この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを実施するために社会福祉法人、特定非営利活動法人、財団法人、社団法人、医療法人、学校法人または宗教法人（以下「法人」という。）が区域内に設置する指定障害福祉サービス事業所（支援法第36条1項の規定により東京都知事が指定したサービス事業所をいう。以下「事業所」という。）等の運営に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、サービス利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象となる事業所等)

第2条 この補助金は、法人が区域内に設置し、かつ、適正な運営を行っている事業所等であって、次の各号の一に該当するものを交付の対象とする。

- (1) 支援法第5条に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援のいずれか一つまたは複数を行う事業所（障害者支援施設を除く）
- (2) 支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する指定身体障害者更生施設および指定特定身体障害者授産施設（ただし、支援法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援のうち入所によるものを行う施設を除く。）
- (3) 支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）支援法に規定する指定知的障害者更生施設および指定特定知的障害者授産施設（ただし、附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援のうち入所によるものを行う施設を除く。）

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、前条各号に該当する事業所等の運営に要する経費とする。

(補助額)

第4条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 基本補助額

基本補助額は、次の各号に掲げる額に事業所の各月初日の現員（在籍者数）の数を乗じて得た額とする。ただし、現員が定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額とする。また、新規開設事業所については、開設から3年以内（開設年度の翌々年度まで）に一度以上、福祉サービス第三者評価を受審した場合に、アに該当するものとして取り扱う。（開設年度の翌年度までは未受審であってもアに該当するものとする。初回の受審後はアおよびイのとおりとする。）

ア 3年（当該年度および過去2年）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審している場合 17,000円

イ 3年（当該年度および過去2年）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審していない場合 8,000円

(2) メニュー選択式加算額

次の各号に掲げるもののうち、3つ以上に該当するときに、72,000円に事業所の年度初日の現員（在籍者数）の数を乗じて得た額とする。ただし、現員が定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額とする。

ア 事業所において、前年度に障害支援区分4から6（4については行動関連項目15点以上）の利用者、または、障害支援区分に関わらず医療的ケアを要する利用者を30%以上受け入れている

なお、50歳以上の利用者は1区分上位として扱う

イ ショートステイを実施している

ウ グループホームのバックアップを行う事業所として指定されている

エ 前年度に就労移行実績がある

オ アフターケアを実施している

カ 3年（当該年度および過去2年）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審し、受審結果を踏まえて改善に向けた取り組みを実施している

(3) 障害者等雇用加算額

次の各号に定めるいずれかの者を職員配置基準以外に雇用し、その総雇用時間が年間400時間以上である事業所について、総雇用時間数に応じて別表1に定める額とする。

ア 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者福祉手帳の交付を受けた者

イ 満60歳以上65歳未満の者

ウ 母子家庭の母または寡婦

(4) 福祉サービス第三者評価の受審経費補助額

東京都の福祉サービス第三者評価の受審のために事業所が評価機関に対して支払った額とする。ただし60万円を上限とする。

（交付の申請）

第5条 法人は、この補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

（変更の交付申請）

第6条 法人は、この補助金の交付申請の内容を変更するときは、別に定める日までに補助金変更交付申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 区長は、第5条または前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、交付を決定し申請者に通知する。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、法人の請求に基づき、前条で決定した額の1/2の額を各月末日までに交付する。

(その他の交付承認事項)

第9条 法人は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 種目別の経費の配分を変更しようとするとき
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき
- (3) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき

(交付の取消し)

第10条 区長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または交付の決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(事故報告)

第11条 法人は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由および状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 法人は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し、書面により報告しなければならない。

(遂行命令および遂行の一時停止命令)

第13条 区長は、法人が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、法人に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

2 法人が前項の命令に違反したときは、区長は、法人に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告の提出)

第14条 法人は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、4月15日までに実績報告書を提出しなければならない。第9条の第3号の規定により廃止の承認を受けた場合も同様とする。

(補助金の額の確定)

第15条 区長は、前条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の

審査および必要に応じて現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、法人に通知する。

(是正のための措置)

第16条 区長は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、法人に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

(決定の取消し)

第17条 区長は、法人が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部または一部を取り消す。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) その他この交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき

2 前項の規定は、第15条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第18条 区長は、第10条または前条の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

2 区長は、第15条の規定により法人に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(違約加算金および延滞金)

第19条 法人は、第17条第1項第1号の規定によりこの交付の決定の全部または一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 法人は、補助金の返還を命じられたにもかかわらずこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第20条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日を受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により法人が納付した違約加算金は、法人の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第22条 区長は、法人に対し、補助金の返還を命じ、法人が当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、法人に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第23条 補助事業により取得し、または効用が増加した価格が50万円以上の機械および器具については、平成13年7月12日厚生労働省告示第239号に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

- 2 区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を区に納付させることがある。
- 3 補助事業により取得し、または効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(交付の取消し)

第24条 区長は、次のいずれかに該当する交付対象事業所に対しては、補助金の一部または全部を交付しないことができる。

- (1) 毎年度当初において高額繰越金等を有するもの
- (2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、支援法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）またはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
- (3) 品川区および東京都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないものまたは改善の見込みがないもの
- (4) 品川区および東京都による協議において決定されたもの

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表1（第4条(3)関係）

総雇用時間数	助成額（事業所当たり年額）
400時間～799時間	435,000円
800時間～1,199時間	726,000円
1,200時間～1,599時間	1,016,000円
1,600時間～1,999時間	1,306,000円
2,000時間～2,399時間	1,597,000円
2,400時間以上	1,887,000円

附 則

(第三者評価の受審の有無にかかる経過措置)

第1条平成22年度において「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」に基づく補助金の交付を受けていない事業所の基本補助額の算定については、第4条第1号の規定にかかわらず、平成23年度から平成25年度までは17,000円とする。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月29日から適用する。

第1号様式

年 月 日

品川区長 あて

主たる事務所の所在地

法人名
代表者名
事業所名

印

年度品川区障害者日中活動系サービス推進事業補助金の交付申請について

年度品川区障害者日中活動系サービス推進事業補助金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

申請額 金 _____ 円

(申請額の内訳)

基本補助	円
メニュー選択式加算	円
障害者等雇用加算	円
第三者評価受審経費	円
合計	円

(申請書類)

年度品川区障害者日中活動系サービス推進事業補助金支払額調書
「第3号様式」のとおり

基本補助算定内訳
「別紙1」のとおり

メニュー選択式加算選択メニュー一覧表
「別紙2」のとおり

障害者等雇用加算雇用者名簿
「別紙3」のとおり

事業所名	
担当者	
電 話	
F A X	
e-mail	

第3号様式

年度品川区障害者日中活動系サービス推進事業補助金支払額調書

法人名	
事業所名	

(単位:円)

補助基準	単価	延べ人数	申請額
基本補助			
メニュー選択式加算			
障害者等雇用加算			
受審経費			
合計			

第4号様式

年度品川区障害者日中活動系サービス推進事業補助金支払額変更調書

法人名	
事業所名	

(単位:円)

補助基準	単価	延べ人数	申請額
基本補助			
メニュー選択式加算			
障害者等雇用加算			
受審経費			
合計			

請求書

品川区長 へ

請求金額	
------	--

品川区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱に基づく、
年 月分品川区障害者日中活動系サービス推進事業補助金を
上記のとおり請求する。

年 月 日

法人名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ 印

事業所名	
------	--

1. 選択メニュー

- (1) 事業所において、前年度に障害支援区分4～6（4は行動関連項目10点以上）の利用者、又は、障害支援区分に関わらず医療的ケアを要する利用者を30%以上受け入れている
- (2) 当該年度に短期入所（ショートステイ）を実施している
- (3) 共同生活援助（GH）のバックアップ施設である
- (4) 前年度に就労移行の実績がある
- (5) アフターケアを実施している
- (6) 3年（当該年度及び過去2年）に一度「東京都福祉サービス第三者評価」を受審し、受審結果を踏まえて改善に向けた取組を実施している

※上記(1)から(6)のうち3件以上選択してください。

2. 各メニューの添付様式

- (1) 重度対象者名簿〔別紙2添付様式1〕
- (2) 短期入所の実施状況〔別紙2添付様式2〕
- (3) GHに対するバックアップの実施状況〔別紙2添付様式3〕
- (4) 就労移行者実績名簿〔別紙2添付様式4〕
- (5) アフターケア実施状況一覧〔別紙2添付様式5〕
- (6) 福祉サービス第三者評価の実施状況〔別紙2添付様式6〕

※添付資料

実施したこと（すること）が確認できる書類（契約書等）
改善計画実施状況報告

重度対象者名簿（メニュー選択式加算用）

事業所名

No.	氏名	年齢	実施機関	利用開始日	障害支援区分	上位区分該当	行動関連項目点数 ※区分4のみ	該当する特別な医療
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

年度当初の定員等 (a)	必要人数 (a)×30% (端数切り上げ)	該当者数

(注) 年齢、障害支援区分、行動関連項目は前年度末現在を記入してください。
 障害支援区分が4～6以外の場合、医療的ケア（特別な医療）該当者が対象になります。
 なお、年齢50歳以上の利用者の障害支援区分は1区分上位となります。
 行が足りない場合は適宜追加してください。

(該当者早見表)

障害支援区分	49歳まで	50歳以上
6～5	すべて該当	すべて該当
4	行動関連項目10点以上 または医療的ケア該当者	
3	医療的ケア該当者	行動関連項目10点以上 または医療的ケア該当者
2以下		医療的ケア該当者

「特別な医療」とは、点滴の管理、中心静脈栄養、透析、ストーマの処置、酸素療法、レスピレーター、気管切開の処置、疼痛の看護、経管栄養（胃ろう）、喀痰吸引処置、間歇的導尿のいずれか1つ以上に該当する利用者が対象になります。

別紙2 添付様式2

短期入所の実施状況（メニュー選択式加算用）

事業所名

短期入所事業所名												
事業所指定年月日				事業所番号								
主たる利用者 ※児を除く		精神 ・ 知的 ・ 身体		利用定員		人						
所在地												
（参考）前年度の利用実績 ※月ごとの延べ利用人数（上段：実人数／下段：延べ人数）												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均

（注）月ごとの実人数及び延べ人数の算出例（○月 Aさん4泊 Bさん5泊 の場合）

実人数 ⇒ 2名

延べ人数 ⇒ 9名

グループホームに対するバックアップの実施状況

事業所名

1. バックアップ先グループホーム及び事業者指定上の連携体制等の有無

バックアップ先のグループホーム等				
種別	事業者番号	住居名称（上段） 事業所名（下段）	事業者指定上の 連携体制の有無	事業者指定年月日 (有の場合のみ)
GH			有 ・ 無	
GH			有 ・ 無	
GH			有 ・ 無	

2. 補助事業所が事業者指定上の連携体制等となっていない場合
(上記1が「無」しか無い場合のみ記入)

事業者指定上の連携体制等事業所			
連携体制等事業所名称	該当 番号	事業者指定上と異なる理由 (当てはまる番号を左欄に記入してください)	
		(1) GHの定員が多数	(2) 複数住居が分散して所在
		(3) 多数の重度者が利用	(4) その他
(具体的な理由を記入してください)			

※連携体制が証明できる書類（任意可）を添付してください。

3. 別の通所事業所からのバックアップ状況

1のグループホーム等が補助事業所以外の通所事業所からもバックアップを受けている場合			
住居名称（上段） 事業所名（下段）	通所事業所①	通所事業所②	通所事業所③

4. 具体的な連携体制

補助事業所とバックアップ先グループホームとの具体的な連携体制
(具体的に記入してください)

別紙2 添付様式4

就労移行者実績名簿（メニュー選択式加算用）

事業所名

No.	氏名	年齢	実施機関	利用開始日	利用終了日	就労移行日	就労先及び従事業務
1							
2							
3							
4							
5							

(注) 前年度に利用を終了し、一般就労した利用者を記載してください。

別紙2 添付様式5

アフターケア実施状況一覧（メニュー選択式加算用）

事業所名

(1) アフターケア対象利用者

氏名	年齢	実施機関	利用開始日	利用終了日	退所先

(2) アフターケア実施計画書（申請の際にご記入ください）

利用開始日				利用終了日	
移行先					
移行理由					
アフターケアが必要な理由（利用者の状況）					
退所後の取組計画	指導実施者（職種）				
	指導実施（予定）回数	（回／利用終了月）		（回／利用終了翌月）	
	・居住先				
	・家庭				
	・職場				
	・その他				

(3) アフターケア実施状況報告（実績報告の際にご記入ください）

アフターケアの実施状況	
実績報告時点の状況	
今後の対応方針	

福祉サービス第三者評価の実施状況

事業所名	
------	--

1. 福祉サービス第三者評価の実施（予定）年月日

年 月 日

※事業所への訪問調査の実施日（複数の日にわたる場合は、その最終日）

支払金額（事業所が評価機関に支払った額）

¥ 円

2. 改善計画実施状況報告の具体的な周知方法

- 事業所内に掲示《必須》
- 利用者、家族、職員等に配布《必須》
- 「とうきょう福祉ナビゲーション」第三者評価ページ「事業者のコメント」欄に記入《推奨》
- 法人または事業所のホームページに掲載《推奨》

※その他

--

3. 添付資料

① 受審したこと（すること）が確認できる契約書等の書類

※当該年度受審予定の場合

例：受審予定年月日などが記載された、評価機関からの通知書面の写し
受審申込の検討状況がわかる書面（様式任意） など

※受審済の場合

例：評価結果報告書の写し（受審年月日が入ったもの） など

② 「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況
（別紙3添付様式6別添（改善計画・実施状況）に所要事項を記載）

※ 当該年度が受審年度の場合は、「評価結果に基づく現状分析」及び「改善計画」を記載し、受審していない年度は、「改善計画」に基づいた「実施状況」を記載してください。

私たちの施設は、「福祉サービス第三者評価」を活用して、利用者サービス向上のために常に努力しています。

「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況

事業所名					第三者評価受審年度	年度
項目	評価結果に基づく現状分析 (年度)	改善計画 (年度末時点)	実施状況 (年度末時点)	実施状況 (年度末時点)		
について						
について						
について						

※この様式は、「品川区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱」等の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価の結果は、施設において公表しています。

事業所名

No.	氏名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総雇用 時間数
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
総雇用時間数															
適用単価															

- (※) 雇用契約書の写しを添付してください。
 総雇用時間数には、有給休暇や時間外勤務なども含まれます。
 (単価区分)

総雇用時間数	単価（事業所あたり年額）
400時間～799時間	435,000円
800時間～1,199時間	726,000円
1,200時間～1,599時間	1,016,000円
1,600時間～1,999時間	1,306,000円
2,000時間～2,399時間	1,597,000円
2,400時間以上	1,887,000円

